

2024年7月1日

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長 増田 寛也

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵政建築株式会社
代表取締役社長 倉田 泰樹

日本郵政株式会社（以下、「甲」といいます。）及び日本郵政建築株式会社（以下、「乙」といいます。）は、両社の間で2024年5月13日付で締結した吸収分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、甲の子会社である日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険等に対して行う不動産の管理等に関する業務（以下、「本件業務」といいます。）に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法（以下、「法」といいます。）第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の規定に従い、下記のとおり、本分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した電磁的記録を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年7月1日

2. 吸収分割株式会社における事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本分割は、法784条2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、法第784条の2但書の規定により、かかる手続はありません。

(2) 法第785条の規定による手続の経過

本分割は、法第784条2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、かかる手続はありません。

(3) 法第787条の規定による手続の経過

甲は新株予約権を発行していなかったため、かかる手続はありません。

(4) 法第 789 条の規定による手続の経過

本分割契約に基づく債務の承継方法は併存的債務引受であるため、甲に対して本分割について異議を述べることのできる債権者は存在しませんので、かかる手続はありません。

3. 吸収分割承継会社における事項 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

法第 796 条の 2 の規定に基づき、乙に対し本分割をやめることを請求した乙の株主はいませんでした。

(2) 法第 797 条の規定による手続の経過

乙は、法第 797 条第 3 項の規定に基づき、その株主に対し、吸収分割をする旨並びに甲の商号及び住所を通知しましたが、乙に対し株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 法第 799 条の規定による手続の経過

乙は、法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 5 月 28 日付け官報によりその債権者に対し異議申述公告を行い、また、知っている債権者に対しては催告書により各別の催告を行いました。申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

乙は、本分割の効力発生日である 2024 年 7 月 1 日をもって、甲から、本分割契約に基づき、甲の本件業務に関する権利義務を承継しました。また、本分割により乙が甲から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継した資産の額 : 金 2,017 百万円 (概算値)
承継した負債の額 : 金 1 百万円 (概算値)

5. 法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

甲及び乙は、本分割に係る変更の登記を 2024 年 7 月 1 日に申請しました。

6. その他吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

本分割は総務大臣の認可を得なければ効力を生じない(日本郵政株式会社法第 11 条)ことから、2024 年 2 月 26 日に本分割について総務大臣へ認可申請を行い、2024 年 3 月 29 日付で総務大臣の認可を得ております。

以上